

未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同安全点検について

近年、子どもが犠牲となる交通事故が多く発生していることを受け、令和元年6月に内閣府、厚生労働省及び文部科学省が連携し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」の通知が発出されました。

これは、幼稚園等の子どもたちが日常的に散歩や園外活動で利用する経路の安全確保を目的とし、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設等を所管する機関に対して発出されました。

本市においては、令和元年9月に所管する幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設、児童発達支援施設の自主点検・危険箇所の抽出（145施設・221箇所）をもとに、市、施設管理者、道路管理者、地元警察署と連携し緊急合同安全点検を実施しました。

点検実施後、対策を要する危険箇所の抽出と対策について検討を行い、令和元年10月に道路管理者、地元警察署に対し安全対策の実施を要望しました。

このたび、点検結果と対策実施状況（令和2年3月末時点）のとりまとめが完了しましたので公表いたします。